

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートします。

今までと変わること

新制度のスタートに伴い、幼稚園や保育園等を利用する際の手続きが変わります。
幼稚園や保育園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

施設の種類の

これまで幼稚園、保育園、家庭保育室などが小学校就学前の施設として利用されてきましたが、新制度では、市の認可事業として、新たに少人数で0歳から2歳の児童を保育する地域型保育を創設し、身近な保育の場を確保していきます。なお、これまでの家庭保育室は、保育園や地域型保育に移行される予定となります。
※一部の施設は家庭保育室として継続する予定です。

幼稚園

満3歳から小学校就学前までの幼児を教育し、心身の発達を助長するための教育施設です。新制度に移行する幼稚園と、従来どおりの運営を続ける幼稚園に分かれます。

保育園

保護者の就労等により日中、家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園

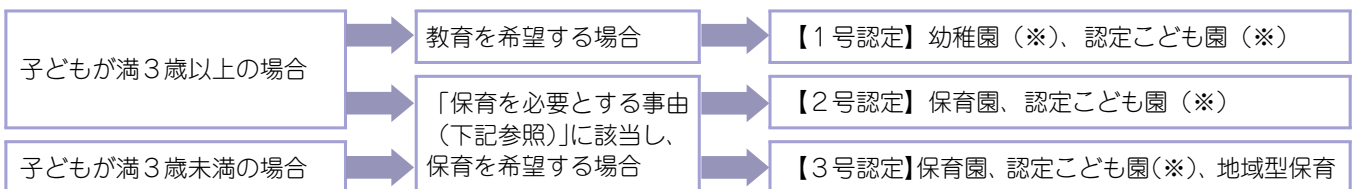
保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

地域型保育

事業	特徴
家庭的保育	家庭的雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かい保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	A型 子どもの保育にあたる職員は全員が保育士です。
	B型 子どもの保育にあたる職員の半数以上が保育士で、それ以外は研修を受けた職員です。
C型 子どもの保育にあたる職員は研修を受けた職員です（定員は6～15人）。	
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する施設です。
	保育所型 定員20人以上の施設で、子どもの保育にあたる職員は全員が保育士です。
小規模型	定員19人以下の施設で、子どもの保育にあたる職員の半数以上が保育士で、それ以外は研修を受けた職員です。
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※平成27年度は、市内で認定こども園、家庭的保育、小規模保育A・C型、事業所内保育、居宅訪問型保育、幼稚園（新制度に移行）が運営される予定はありません。

認定区分 新制度では、3つの認定区分に分けられます。



※平成27年度は、市内で新制度に移行する幼稚園および認定こども園はありません。

保育の必要性の認定

保育園または地域型保育での保育を希望される場合、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、2号または3号認定を受ける必要があります。

○保育を必要とする事由

- ・ 1月あたり64時間以上の労働 ・ 妊娠、出産 ・ 疾病、障害 ・ 同居の親族の介護、看護 ・ 災害復旧
- ・ 求職活動 ・ 就学 ・ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・ 虐待やDVのおそれがあること ・ その他、上記に類する状態として市が認める場合

保育の必要量の認定

保育園または地域型保育での保育を希望される場合、2号または3号認定する際に保育の必要量を「標準時間」または「短時間」に認定します。

区分	労働等時間の基準	保育利用可能な時間帯
保育標準時間	主にフルタイム労働	1日当たり11時間までの利用
保育短時間	主にパートタイム労働、保護者のいずれかがパートタイム労働	1日当たり8時間までの利用

利用手続きの流れ

新制度に移行する幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合

利用を希望する幼稚園等に申込み

入園内定

幼稚園等を通じ、認定を申請

幼稚園等を通じ、市から認定証を交付（1号認定）

幼稚園等と契約

※平成27年度は、市内で新制度に移行する幼稚園、認定こども園はありません。市内の幼稚園に入園を希望される方は、各幼稚園にお問い合わせください。

保育園・認定こども園（保育園部分）、地域型保育の利用を希望する場合

市に保育の必要性の認定申請および保育園等の利用希望申請

保育園等の状況により、市が利用調整

市から利用結果通知および認定証を交付（2・3号認定）

利用先の決定後、入所または契約

※平成27年度は、市内に認定こども園はありません。